

さいたま市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
ケアプランのぞみ	所在地変更	さいたま市緑区東浦和5-9-8 グランドゥール東浦和106号	埼玉県さいたま市中央区下落合七丁目8-22 メゾン・アーベイン103	居宅介護支援	R2.4.1